

火光利用敷網漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則第103号）第4条第1項第5号に掲げる火光利用敷網漁業につき、宮城県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
いかなご火光利用敷網漁業	別記	3月25日から 6月15日まで	定めなし	20トン未満	125	県内に住所を有する者

※ 別記

宮城県沖合海面とする。ただし、次の区域を除外する。

- ① 本吉郡南三陸町泊崎南端を第1点とし、同町大唐島頂上を第2点とし、同町野島東端を第3点とし、同町作根頂上を第4点とし、同町船形島頂上を第5点とし、同町松島東端を第6点とし、南三陸町と石巻市との境界を第7点とし、第1、第2、第3、第4、第5、第6、第7の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
- ② 石巻市雄勝町字立浜丁名崎と石巻市雄勝町と牡鹿郡女川町との境界大磯崎を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年2月16日から令和5年3月10日まで